

戦没者の遺族の皆さんへ 請求期限が迫っています

戦没者の遺族の方に特別弔慰金が支給されることを存知ですか。

特別弔慰金は、戦後四十年にあたって、国があらためて戦没者の遺族に対して弔慰の意を表すために支給されるものです。特別弔慰金は、戦没者一人に対して、額面三十万円の国債で支給され、昭和六十一年から昭和七十年までの十年間にわたって毎年三万円ずつ償還されます。受けることができるのは、満



二人目の子供の 児童手当の申請はお済みですか

新規対象者
二番目の子供さんが昭和五十七年四月二日以後に生まれた児童のいる者
支給額
児童手当の額は、二人目の子供については、月額二千五百円、三人目以降の子供については、一人につき月額五千円が支給されます。支給は年三回、二月、六月、十月にそれぞれ四ヶ月分を各金融機関の受給者口座に振り込みます。

請求期限は、昭和六十三年六月十三日です。期限までに請求しませんが受給できなくなりま

新規対象者
二番目の子供さんが昭和五十七年四月二日以後に生まれた児童のいる者
支給額
児童手当の額は、二人目の子供については、月額二千五百円、三人目以降の子供については、一人につき月額五千円が支給されます。支給は年三回、二月、六月、十月にそれぞれ四ヶ月分を各金融機関の受給者口座に振り込みます。

約三年間にわたり
保育園児に歯みがき指導
— 竹内先生(歯科医) —
昭和六十年六月より毎週木曜日ごとに、横水保育園において歯みがき指導をしてください。お忙しい中、休憩時間を返上しての歯みがき指導のみでなく、時にはうっかりして傷んだ歯ブラシを使用している「みんな歯みがきが上手になった」と、良い歯ブラシを持ってきてあげたり、各家庭でも親子で頑張るようにと、ハミガキカレンダーをプレゼントしてまいります。約三年間も続いている熱意に



約三年間にわたり
保育園児に歯みがき指導
— 竹内先生(歯科医) —
昭和六十年六月より毎週木曜日ごとに、横水保育園において歯みがき指導をしてください。お忙しい中、休憩時間を返上しての歯みがき指導のみでなく、時にはうっかりして傷んだ歯ブラシを使用している「みんな歯みがきが上手になった」と、良い歯ブラシを持ってきてあげたり、各家庭でも親子で頑張るようにと、ハミガキカレンダーをプレゼントしてまいります。約三年間も続いている熱意に

健康相談 母子手帳 発行日 お知らせ

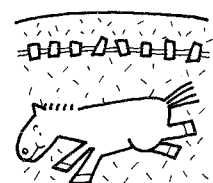
妊娠届出や、赤ちゃんからお年寄りまでの健康に関する相談、アルコール、痴呆等の精神面の相談を行っております。お気軽にご利用ください。
日時 三月十四日(月)、三月二十八日(日)
午前9時～午後4時
会場 役場保健センター
※母子手帳発行の際に、保健指導を行いますので、なるべくご本人がおいでください。
(印鑑をご持参ください)

心配ごと 相談

場所 老人福祉センター
時間 午前10時～午後3時
(秘密厳守、無料)
三月の相談日
一日(火) 吉田 吉平、長谷川信栄
八日(火) 斎藤 一策、白井 重栄
十五日(火) 木村敬三郎、本多 英雄
二十二日(火) 板谷 半治、川瀬増次郎
二十九日(火) 佐藤 隆輝、吉田 吉平

無料法律 相談

相談日 三月二十三日(火)
午前9時30分～12時まで
会場 役場保健センター
保健指導室(二階)
相談員 古川 兵衛、弁護士
申し込みは前日までに役場住民係へ電話(三八一三一)一内線四一番)でお願ひします。
申し込み人数により、時間を変更することがあります。



検針(ガス・水道)にご協力を

ガス水道のメーターは使用量を計り、料金を算定するものです。正しい検針ができますよう次の点について特にご協力をお願いします。

▼冬期間は積雪のため、水道メーターの検針ができない場合がありますが、三月は決算期でもあり月始め(四日から九日まで)の検針時に降雪がありましたら水道メーターの除雪をお願いします。

軽自動車税の 申告について

軽自動車税は、定置場の市町村がその所有者に課税することになっております。異動の都度必ず申告手続をして下さい。

軽自動車税は、定置場の市町村がその所有者に課税することになっております。異動の都度必ず申告手続をして下さい。

阿部マサさん(文京町二)より 障害児の皆さんに四万円の寄附



阿部さんは教員時代に障害児教育に尽くされ、退職後も小須戸の子供達と文通や交流を続け障害児の皆さんを励ましてこられた方です。

阿部さんは教員時代に障害児教育に尽くされ、退職後も小須戸の子供達と文通や交流を続け障害児の皆さんを励ましてこられた方です。

阿部さんは教員時代に障害児教育に尽くされ、退職後も小須戸の子供達と文通や交流を続け障害児の皆さんを励ましてこられた方です。

建築物防災週間 実施します

昭和六十二年度下期)を
3月7日(月)～13日(日)
全国一斉に建築物防災週間を実施します。日本は火災、地震、かけ崩れ等、災害の多いところ。その災害から建築物の安全を確保し、人命財産を守るため、毎年三月と九月に「建築物

パート登録員 (予防接種 介助員)を 募集します

各種予防接種介助員を募集しています。
勤務条件
予防接種、一回、三、八〇〇円
年間 約四十五回
公算期限
希望される方は、三月二十二日(火)までに役場町民生務課保健衛生係へ履歴書を提出してください。

農業委員会 委員選挙人 名簿の縦覧

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を次により行なっております。この期間中に異議のある方は申し出をしてください。
縦覧期間 三月八日(火)まで
場所 役場一階ホール
名簿の確定日 三月三十一日(木)
三月十四日(月曜日)
午前10時～12時
小須戸町商工会前
多数の皆さんのご協力をお願いします。

献血の お知らせ

が建築物の災害に対して、普段から注意され防災に対する努力をしていくことが大切です。
この週間には次のような行事を予定しています。
一、土木事務所 役場等による 防災査察
二、防災に関する相談所の設置
(イ)開設日時 三月七日～三月十一日 午前九時～午後四時
(ロ)場所 新津土木事務所建築課 (二四一七一)一〇(二八九)